

財政と必要主義

井 手 英 策

はじめに

本論は、日本社会がなぜ引き裂かれるのかという問いから出発し、財政を支える「必要主義」の意味、「救済主義」との違い、そして、必要主義の可能性について論じていく。

僕はこれまで、日本の福祉国家のありようを勤労と儉約、貯蓄によって、自己責任で将来不安に備える「勤労国家」として位置づけてきた。そのうえで、1990年代に歴史的な賃金の下落圧力が加わり、1997年をピークとする所得水準の長期的な低下がこのレジームを機能不全化してしまったことを指摘した。また、日本の財政は個別利益の集合体であり、政府による財政危機宣言ののち、小渕恵三政権の情報屈折をはさみながらも、厳しい予算制約のもとで予算削減の政治闘争が展開され、犯人探しと袋叩きの政治が横行したこと、そのことが、日本社会に深刻な分断状況を生みだしてしまったことを論じてきた¹⁾。

一方、こうした現状認識のもと、財政構造を中心に、社会のあり方をどのように変革するかについての提案、理念の提示をおこなってきた。具体的にいえば、消費税を中心とする税のベストミックスを軸に低所得層も含めた幅広い層で負担をし、あわせて、すべての人びとを給付対象とする、いわば普遍主義的な財政への転換によって、近年の社会の分断状況を解消できるという見通しを示してきた²⁾。

本論は、これらの議論のなかで、十分に尽くせなかった論点を補完することを目的としている。とくに、日本社会の分断状況、そしてあるべき財政の姿を、思想史的、哲学的な観点から再検討することに焦点をあわせながら、以下、論を進めていくこととしたい。

日本社会の分断状況

まず、議論の前提として、日本社会の分断現象を示唆するいくつかの指標を確認しておきたい。「世界価値観調査 (World Values Survey)」という調査がある。この調査を用いて、社会的価値の分断状況について確認しておこう。

まずは公正さについてである。「国民の収入が平等になるよう国が統制する」という問いに対して、賛成した日本の回答者の割合は、60カ国のなかで55位である。きわめて低い順位である。ただ、ここで使われている「統制」という翻訳が、否定的な回答を引きだしている可能性もある。

1) Ide (2018), 井手 (2018a), 井手 (2015), 井手・松沢編 (2016) など。

2) 井手 (2018a), 井手・今野・藤田 (2018), 井手・古市・宮崎 (2016) など。

そこで別の質問を見てみる。「収入はもっと平等にすべきだ」を1,「個々人の努力を刺激するよりもっと収入の開きを大きくすべきだ」を10としたときの十段階評価の平均値を見てみると、収入の平等化をもとめた人の割合は、60カ国のなかで25位だ。ちなみに、この調査のなかでOECD加盟国は15カ国しかなく、大半は発展途上国である。先進国に限定して見れば15カ国中10位という順位だ。

平等以外にもさまざまな価値がある。例えば、自由への問いを見てみる。「あなたは、ご自分の人生をどの程度自由に動かすことができますか」という問いについて「全く自由にならない」から「全く自由になる」の十段階評価の日本の回答者の平均値は、60カ国中59位だ。愛国心はどうか。「あなたは進んでわが国のために戦いますか」という問いに賛成した人の割合は60カ国中最下位である。あるいは人権という価値もある。「どれくらい自国には個人の人権への敬意があるか」という問いに肯定的な回答をした人の割合は60カ国中34位である。

平等、自由、愛国心、人権といった価値は普遍的価値と呼びうる。端的に言えば、いかなる国においても、それに一定の積極的な意義が見いだされるような価値だということである。しかし、以上の指標が示すのは、日本では、そうした価値を共有できないような社会状況が生まれようとしているということである。

もちろん、世界価値観調査だけで判断を下すのは早計である。そこで、いくつかのデータを確認しながら、いまの日本の社会的な価値の現状について考えてみたい。

「国際社会調査プログラム (International Social Survey Programme)」によると、「日本の所得の格差は大きすぎる」「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」という二つの問いにたいして賛成した人の割合は、それぞれ42カ国中30位、36位だった。

こうした所得格差をめぐる価値観は財政のあり方に鋭く反映される。OECDのレポート“Growing Unequal”を見てみると、日本の財政をつうじた所得再分配の力がきわめて貧弱であることが明らかになる。所得再分配は、低所得層への給付と富裕層への課税によって縮小可能である。だが、調査対象となったOECD21カ国のなかで前者の効果は19位、後者は最下位である。

所得格差の大きな社会は、他者と痛みが共有できず、貧しい人びとに対する関心が薄れている社会であることが予想される。これとの関連でいえば、OECDのSociety at a Glance 2011を見てみると、所得格差の大きな社会は、統計的に見て他者への信頼度が低いことが明らかにされている。一般的に考えて、信頼できない人たちに対して税を払い、生存を保障するインセンティブは弱いという意味では、もっともな話だといえるだろう。

日本社会の他者に対する信頼の低さを指摘したのは山岸俊男である³⁾。日本は集団主義的な価値観が強いとしばしばいわれる。だが山岸は、日米の比較実験をつうじて日本社会のなかに存在する個人主義的な傾向を明らかにし、そのうえで日本の社会的信頼の低さを指摘した。

ここで「国際社会調査プログラム」をふたたび見てみよう。すると、「他人と接するときには、相手の人を信頼してよいと思いますか。それとも用心した方がよいと思いますか」という問いに

3) 山岸俊男 (1999) (1998)。

表1

	日本	北欧諸国
中間層の税負担が高い	50.1%	32.3%
低所得層の税負担が低い	7.5%	1.3%
富裕層の税負担が低い	57.5%	49.6%

ISSP, Role of Government 2016より作成

たいし、信頼できると回答した人の割合は、調査対象国38カ国のうち日本は24位であることがわかる。「世界価値観調査」でも、「はじめてあった人をあなたはどれくらい信頼しますか」という問いにたいして、完全に、ある程度と回答した人の割合は、8.8%に過ぎず、59カ国のなかで55位というありさまだ。さらにPew Research Centerによると日本の社会的信頼度は先進国のなかでも最低レベルであり、アジアの各国のなかでもっとも低いことが明らかにされている⁴⁾。

財政とのかかわりから考えるとき、深刻なのは、人びとに対する一般的な信頼度の低さだけではなく、政府への不信感も非常に強いということである。「国際社会調査プログラム」では、「たいていの場合、政治家は正しいことをしていると信頼してよい」という問いに賛成した日本の回答者の割合は、38カ国中36位、「世界価値観調査」で「政府をどの程度信頼しますか」という問いに非常に、かなりと答えた人の割合は、60カ国中51位という低さだ。

政府を信頼できない人びとが政府に税を払うことを快く受け入れるだろうか。答えは否である。日本はOECD加盟国のうち34カ国のなかで国民負担率26位である。相対的に見て、かなり税や社会保険料の負担率が低いわけであるが、表1に示されるように、税が重たいことで知られる北欧諸国とくらべても、明らかに税の痛みが強いことがわかる⁵⁾。

このように僕たちの「社会」は、普遍的価値を共有できず、他者も信頼できず、低所得層に対する配慮も失いかけている。あえていえば、「社会」だとは表現するものの、「理念結合的な共同体」ではなく、「人間の集団」という性格を強めつつあるように見える。以下では、こうした認識のもと、「なぜ僕たちは引き裂かれるのか」という問いを立てながら、財政のあるべき姿、それを支える原理について考えてみたい。

思想史から読み解く国家と財政の淵源

冒頭でも指摘したが、日本社会が引き裂かれる理由にかんしては、まず、勤労と貯蓄を前提と

4) <http://www.pewglobal.org/2008/04/15/where-trust-is-high-crime-and-corruption-are-low/>

5) 内閣府「国民生活に関する世論調査」によると、回答者の93%が自らは中間層であると回答している。したがって表1が示しているのは、「自分の税は重いが、自分以外の人間の税は軽すぎる」という国民の意識だということができる。このことは分断された社会状況を考えるうえで、非常に重要な事実である。

し、将来不安に自己責任で備える「勤労国家」レジームがあり、そのレジームが1997年をピークとする所得の連続的低下によって機能不全化した点を指摘してきた。

今回はこうした叙述的なアプローチとは距離を取り、背理法的なアプローチで課題に接近してみたと思う。以下では、ある現象Aを説明したいとき、それと反対の現象が成立する条件を考え、その条件が成立していないことを示すことで、Aが起きている理由を説明するという方法を取る。つまり、社会が分断されている状況を考えるために、まず分断されない社会の条件を考え、その条件が現在成立していないことを解き明かすことによって分断状況を解き明かすというアプローチである。

さて、本論が考察の対象とするのは財政である。神野直彦が指摘するように、財政はこれまで「公共経済」「国家経済」とし理解されてきたのであり、その国家が「貨幣による統治」を行うための手段としても財政は位置づけられている⁶⁾。では、財政の管理を行う国家は、いかなる条件のもとで存立可能なのであろうか。

古代ギリシャの哲学者アリストテレスは、この問いに対してこう回答している⁷⁾。「その生成理由はわれわれが生存するための必要によるものであったが、いまやそれはわれわれの生活をよくすることにある⁸⁾」「たしかに声を出すだけなら、快と苦を表示するものなのだから、他の動物にも出来ることなのである。つまりかれらの自然に与えられている生まれつきは、快苦を感じて、これを仲間同士に表示するということまではきいているということである。しかし、言論というものは、利害を明らかにするためのものであり、したがってまた正邪を明らかにすることにもなるのである。というのは、善悪正邪その他のことを感じるという、このことだけですでに人間は、他の動物に対して独特のものをもつことになったのである。そしてこれらの利害正邪の共同がもとになって、家族や国家がつくられるのである⁹⁾」「国家とは、同等のものの共同体であり、可能なかぎり最善の生活にあずかることを、共通の目的としているのである¹⁰⁾」「国家は人間が偶然に集まっただけのものではなく、われわれが主張しているように、生活の必要のために自足する共同体でなければならない¹¹⁾」。

財政が国家の経済活動をさす以上、ここで示された「われわれの必要」「利害正邪の共同」「最善の生活にあずかることを、共通の目的としている」「生活の必要のために自足する共同体」という国家存立の諸原理を経済的に実現する手段として財政は存在する。つまり、財政とは、個人ではなく、共同、共通の利益や必要を充足するための手段だということになる。

デカルトやライプニッツと並び称される近世合理主義哲学の代表者であるバールーフ・デ・スピノザは、国家にかんして、以下のように述べている。

6) 神野直彦 (2007) pp.6-7。

7) 以下、引用の下線は筆者が加えたものである。

8) アリストテレス (2009) p.16。

9) アリストテレス (2009) pp.17-18。

10) アリストテレス (2009) p.326。

11) アリストテレス (2009) p.327。

「国家状態は本来共通の恐怖を除去し、共同の不幸を排除するために建てられる¹²⁾」「民衆が一致してあたかも一つの精神によってのように導かれようと理性の導きによるのではなく、おのずから何らかの共通の感情によるのである・・・すなわち共通の希望によるなり、共通の恐怖によるなり、あるいは何らかの共通の損害に復讐しようとする願望によるのである。ところで何びとも孤立しては自己を守る力を持たないしまた生活に必要な品々を得ることができないから、孤立を恐れる念はあらゆる人々に内在している。このことから、人間は本性上国家状態を欲求し、人間が国家状態をまったく解消してしまうことは決して起こりえないということが帰結される¹³⁾」。

ここでは、国家の存立理由にかんして、「共同の不幸を排除する」というネガティブな面からの共通の利益、必要の重要性が指摘されている。また、「生活に必要な品々を得る」とあることに示唆されるように、「生活の必要」を説いたアリストテレスとまったく同じ視点が彼においても共有されている。

こうした人間に共通の利益、必要という視点は、ジャン＝ジャック・ルソーも重視していた。ルソーは国家を社会に置き換え、次のように指摘する。

「個々人の利害の対立が社会の設立を必要としたとすれば、その設立を可能なものとしたのは、この同じ個々人の利益の一致だ。こうしたさまざまな利害のなかにある共通なものこそ、社会のきずなを形づくるのである。そして、すべての利益がそこで一致するような、何らかの点がないとすれば、どんな社会も、おそらく存在できないだろう・・・社会は、もっぱらこの共通の利害にもとづいて、治められなければならぬ¹⁴⁾」。

政治理論家トマス・ペインは、エドモンド・バークの『フランス革命についての省察』を批判するために執筆した『人間の権利』のなかで、社会や政府が発生するメカニズムについて次のように述べた。ここで強調されているのもまた、「社会の共通利益」「共通の利害関係」である。

「諸政府がそこから発生し、そこに基礎を置いている大本・・・その大本はすべて、次の三つの項目に入れることができよう。第一に、迷信。第二に、権力。第三に、社会の共通利益と人間の共通の権利¹⁵⁾」「人間相互間に、また文明社会の各部分のあいだに存在する相互依存と互恵的利害関係とは、その社会を結び合わせるかの偉大な連鎖を作り出す¹⁶⁾」「人間には、そしてまた、人間以上に多種多様な能力と工夫の才とを備えている社会にはなおのこと、どのような状況におかれようと、これに適応できる生来の順応性がある。形式的な政府が廃止されたとたん、社会は活動をはじめ、全体から成る連合が起こり、共通の利害関係が共通の保障を生む¹⁷⁾」。

財政社会学を世に知らしめる契機となったのは、ジョセフ・シュンペーターの『租税国家の危機』だった。同著のなかで、シュンペーターはいわば「共同需要の共同充足」ともいうべき共同

12) スピノザ (1976) p.39。

13) スピノザ (1976) p.63。

14) ルソー (1954) p.42。

15) ペイン (1971) p.72。

16) ペイン (1971) p.212。

17) ペイン (1971) p.214。

体、国家の基本原則を示し、この共同充足を租税によって行うという視点を提示することで、近代国家、近代財政に固有の原理を示すことに成功した。ここでもまた、国家の存立根拠をめぐる理解において、アリストテレスやスピノザ、ルソー、ペインらの指摘との共通性を容易に見て取ることができる。

「国家の発生には二通りある。ひとつは『共同の困難』からの発生・・・もうひとつのばあいには、ある種の目的——それはどのようなものであってもかまわぬ——が、新たに生じた個々の自立体の側で分担しようとしないうか、分担できないため、分裂しようとする包括的な共同体の任務としてそのまま保持されるという形で国家が発生する。それゆえ、国家はけっして自己目的ではなくて、つねに共同体目的のための機関にすぎないのである¹⁸⁾」。

最後に異なる角度から国家の役割について見ておきたい。国家による個人への介入を強く批判してきたのは「自由主義者」であるフリードリヒ・ハイエクである。国家を否定的に捉える彼は、どのように国家の任務や原理を説明するだろうか。じつは、意外に聞こえるかもしれないが、ハイエクは、国家の果たすべき機能について、レッセフェールを超えるものとしてそれを認識していた。

「一部の理論家のなかには、政府の活動を法と秩序の維持に限定すべきことを要求してきた者がいるけれども、そのような立場は自由の原則から見て正当化することはできない¹⁹⁾」「現代におけるいかなる政府もしばしば指摘されてきた『個人主義的最小限度』に自らを限定してはこなかった。また政府活動のそのような限定は、「正統派」古典派経済学者によって支持されてもいなかった。あるゆる現代の政府は貧窮者、不運な者および障害者対策をおこない、健康問題と知識の普及に注意を払ってきた。これらの純粋な奉仕活動が富の成長とともに増加すべきでないとする理由はどこにもない。集合的行動によってのみ満たしうる、それゆえ個人的自由を制限することなく提供しうる共通のニーズがある²⁰⁾」。

ハイエクのような自由主義者であっても、国家の存在は自由と矛盾するものとは考えられていなかった。そして国家の存立根拠を「集合的行動によってのみ満たしうる」「共通のニーズ」に求めている点は、すでに見てきた思想家とまったく共通するものである。

僕的能力には限りがあるが、さらに広い範囲で、国家や社会の原理についての文章を見つけてみたいという衝動にかられる。それほどに、国家や社会の存立根拠には、ある種の共通した見かたが存在することを知ることができる。以上できわめて限定的ではあるが見てきたように、置かれた時代、立ち位置の異なるさまざまな思想家の議論において、国家や社会の根底には共同性が存在しており、財政も含め、人間に共通の生存、生活の必要（ニーズ）を満たすために生まれたものだということが明らかになる。

ここで強調しておきたい点は、こうした理解のもとでは、また背理法アプローチのもとでは、

18) シュンペーター (1983) pp.32-33。

19) ハイエク (2007) pp.8-9。

20) ハイエク (2007) p.9。

分断された社会、引き裂かれた社会とは「人びとの間で目的や利益が共有されず、共同行為が成立していない状態」と定義できる、ということである。そして、このことは、国家や社会の存立そのものを脅かしかねない、危機的な状況をさしている。

人びとがともに生きているという「共感²¹⁾」あるいは「情緒²²⁾」をうしなえば、「痛みの分かちあい」である税への抵抗が生まれる。なぜならば、近代国家における税とは巨大な共同行為なのである一方、共同行為の成立しない社会では、個別の利益主体へと社会が引き裂かれ、税への抵抗が強まり、租税負担の押しつけ合いがはじまらざるを得ないからである。結果として財政赤字は常態化する。

いわば、日本に積みあがった政府債務は、所得の低下とともに個人が生活防衛に走った結果であり、共同行為が成立しなくなった分断社会の病理現象だといえることができるだろう。財政危機を克服するためには、単に歳出を削減し、歳入を増やすことで、収支尻をあわせればよいのではない。財政をもう一度「社会の共同行為」として作り直し、増税への合意形成が可能な政策環境を整えていかなければならないのである。

だからこそ、僕は、税をつうじて共同需要の共同充足を実現するという財政の保障の原理に立ち返ることとした。消費税を軸として低所得層も、富裕層も、すべての人びとが痛みを分かち合い、同時にすべての人びとが受益者となることで、あらゆる層の人びとを生活不安から解放する財政モデルを提示した。それは、富裕層から奪い、低所得層に分配する「救済主義」とは異なる、「万人への保障」を求める財政の原理にもとづいた提案だったのである。

必要主義、救済主義、そして財政

すべての人が負担者となり、同時に受益者となる財政モデルについての詳細は、別の著作にゆずる²³⁾。ここでは、それらの著作で考察することのできなかった、「必要主義」という考え方の定義、そしてそのことの持つ哲学的な含意について考えてみたいと思う²⁴⁾。

ここで提示した必要主義は普遍主義から出発している。普遍主義についての的確な定義を与えたのはヨーゲン・ゴール・アンダーセンである²⁵⁾。

1. 適格性と資格は厳密に定義された権利であり、重要性や裁量性ではない
2. ルールはすべての適切な受益者となりうる市民／居住者に適用される
3. 受益は一般的には税で、きわめてまれに拠出金によってまかなわれる
4. 受益はすべての市民に対してほぼ同じであり、少なくとも、所得審査によってだれも排除され

21) 井上達夫 (1999)。

22) 小林秀雄・岡潔 (2010)。

23) 井手 (2018) pp.83-89。

24) 必要原理については井手・古市・宮崎 (2016) のなかで言及したことはある。

25) Goul Andersen (2012) pp.164-171。

ない

5. 受益は十分である

ここでは、所得や年齢、性別等で市民の扱いを区別せず、すべての人びとを十分な受益者とし、そのために必要な財源を税によってまかなうという原則が示されている。とりわけ、所得審査によって、受益者が特定されないという点は、普遍主義の性格を考えるうえできわめて重要である。

以上は、村落共同体のなかで充足されていた共通のニーズにかんして、これを税によって代替的に充足するようになっていったという財政の成り立ちからして、妥当な定義だといえる²⁶⁾。別言すれば、共同体の共通ニーズは、すべての人びとが汗をかき、すべての人びとを受益者にすることで提供されてきたという意味で、財政は、本来、普遍主義的な原理＝保障の原理によって成立したものだったということである。

ただし、そもそもの普遍主義は、法や人権、宗教などにおよぶ広い概念である。また、国や制度が導入されるタイミングによっても、普遍主義が実際に意味するところは違ってくる²⁷⁾。それは、イギリスのそれと北欧のそれとで大きく違っていることから類推可能だし、おそらく、日本でユニバーサルという言葉を使えば、障がい者のノーマライゼーションの文脈で理解されるだろう。もし、宗教的な普遍主義を語れば、これまで述べてきた財政の原理とは異なる、「救済」の問題として議論されることもあるだろう。

そこで、ここでは、だれもが必要とする以上、すべての人たちに現金やサービスを給付する²⁸⁾、そのための財源も可能な限り広く、みなが負担するという財政の理念を「必要主義」と定義しておきたい。いわば、普遍主義を人びとの生存、生活にかかわる財政ニーズとその財源に限定して用いるわけである。

ここでいう必要主義は、医療や教育、介護、子育て、障がい者福祉などにかかわる、すべての人びとが必要とする／必要とするサービスや現金の分配のありようを問題としている²⁹⁾。一方、必要主義と対極にあるものを「救済主義」と定義しておこう³⁰⁾。これら必要主義と救済主義の比較を行ううえで、井上達夫の主張するリベラリズムの「反転可能性」のテストは、僕たちに有益

26) 井手 (2018) pp.77-80。

27) Anttonen & Sipilä (2014) p.15。

28) より正確にいうならば、現金をすべての人びとに給付するのは、すべての人びとの生存という共通のニーズを満たす時に限定されることとなるだろう。だが、この場合は、財源制約を考えた際、実現可能性はきわめて乏しいものとなる。したがって、現金給付は生存保障を目的として、基本的に選別的、救済主義的な給付となる。しかし、そうした給付にあっても、児童手当に象徴されるように、選別的な給付を普遍主義的に、すべての子どもたちに給付することも考えられる。というのも、子どもたちはみな、自力で生存する力を持たないからである。

29) もちろん、その際、どの程度の水準のサービスを提供するかという別の問題が発生することとなる。また、なにが社会的ニーズであり、なにが個人的なニーズなのか、という問題も同時に発生するだろう。それは民主主義的な意思決定過程において決定される問題である。したがって、ここでは、給付水準については、議論の対象としない。

30) これは、これまで選別主義 (selectivism)、残余主義 (residualism) などと呼ばれてきた領域を総称するものとして定義している。

な示唆を与えてくれる³¹⁾。

井上は、リベラリズムの前提として、自分が相手の立場に立っても自分の主張に賛成できるか、というテストをくぐらなければならないという。典型的な事例は生活保護だろう。不正受給への批判が強まるにつれ、生活保護の給付水準を削減すべきだという主張が勢いを増している。だが、仮にもし自分が貧しくなったとき、この生活保護給付水準の切り下げという主張に同意することができだろうか。おそらく大勢の人びとはこうした主張に同意できないだろう。したがって、個人の自己決定権を重視するリベラリズムの立場においても、必要主義とは異なる救済主義の必要性、あるいは一定の正当性が存在することとなる。

だが、話はそう簡単ではない。ときにはただの強弁にすぎないかもしれないが、自分は自己責任で生きていくから、生活保護を削減すべきだと主張する人がいるとすれば、この人を説得することはできないし、リベラリズムの立場からはすれば、説得する必要もない。

さらにいえば、困っている人を「救済」することは、そもそもよいことなのかというより本質的な問題も存在する。ジョナサン・ウルフのいう「恥ずべき暴露 (shameful revelation)」の問題がこれである³²⁾。救済主義における救済の対象は、当然のことながら、低所得層である。そして、救済を求める人たちには、自分がいかにまずしいか、生存する力を持ち得ていないのかを証明する義務がつきまとう。他方で、それを審査する行政は、性悪説の立場から、申請者が事実を隠蔽しながら申請を行っている可能性を追及せねばならない。そのうえ、救済される低所得層と救済されない低所得層が生み出される³³⁾。ここに社会的分断の土壌が存在することはいうまでもない。

「困っている人」が必ずしも低所得層だけではないという問題もある。富裕層における障がいのある人は困っていないのか。金銭的には余裕があっても、出産を理由に職やこれからのキャリアを諦めなければならない女性は困っていないのか。あるいは、所得はあっても、死亡後のリスクが理由で転居先が見つけられない高齢者は困っていないのか。金銭的に貧しい人たちには生活保護が準備されている。では、こうした非金銭的な困窮者への対応は十分だろうか。こうした人びとへの配慮は不要だろうか。

ようするに、救済主義においては、救済される人びとは失格者の烙印を押され、「恩着せがましき」や「哀れみ」を背負って生きねばならない。また、救済された人が生まれるのと同時に、救済されない人が貧しい人たちの間、貧しい人とそうではない人たちの間に生みだされ、そのことへの怒り、救済された者への嫉妬、疑心暗鬼が必ずもたらされることとなる。ここに救済主義の大きな限界がある。

必要主義が求めるのは、すべての人びとを受益者とし、受益者を選別しないことによって、救済主義の持つ、社会的分断のメカニズムを解消することである。このことを裏側から眺めれば、

31) 井上 (2017)。

32) Wolf (1998)。

33) 祐成 (2016) では、相対的に豊かなものは、公営住宅から退出すべきだという主張を取りあげ、「ルールを守れ」というロジックによって、低所得層のなかに分断線が引かれ、弱者がさらなる弱者への批判を強めるような構造が生まれる可能性について指摘している。

共同体——それが村落共同体であれ、国民国家であれ——の内部の統合を図るうえで、分断を生まない手法が求められることを意味している。だからこそ、受益者や負担者を限定しない「共同需要の共同充足」という原理が歴史貫通的に観察されるのであり、統治の手段である財政にとって、必要主義こそが、本来、拠るべき原理だということになるのである³⁴⁾。

必要主義、救済主義と承認欲求

必要主義と救済主義の関係を考えるうえで無視できない問題がもうひとつある。それは「個人の尊厳」の問題である。人間の生のあり方をめぐって、これまでさまざまな議論が展開されてきた。ジョン・ロールズによれば、各人が自分で人生目標を設定し、能動的に社会の協働に参加できること、自分の能力におうじて労働を分担することが人間の自由と深く関わっており、そしてこの自由こそが「自尊」の感情を生むと説いた³⁵⁾。

だが、こうした見かたには、チャールズ・テイラーやアクセル・ホネット、マイケル・サンデルらから強い批判が寄せられた³⁶⁾。彼らによれば、すべての人間が自分の生を選びとれるわけではない。サンデルがロールズの据えた人間像を「負荷なき自我」と断じたことは広く知られている。テイラーは、個人の尊厳を考えるうえで、普遍的権利の重要性和同時に、他者から「承認」されることが重要だと指摘した。ホネットもまた、福祉国家の行う規制をつうじて確保される「承認」の場の重要性を強調した。以下では、紙幅の都合からホネットの主張にもとづいて「承認」論を簡単に要約し、これと必要主義、救済主義の関係を考えてみたい。

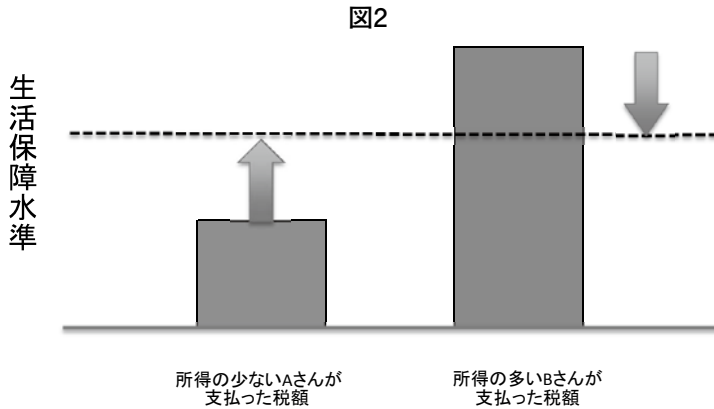
ホネットは3つの承認のかたちを示した。一つ目は、愛あるいはケアにおける承認である。人は、他者から十分な愛を注がれることで、自分の存在が無比であること確信することができ、自己への信頼を強化することができる。二つ目は、法と諸権利における承認関係である。人は、等しく取り扱われ、他者と同じく道徳的責任を持ち、これを果たしていると確信することによって、自己尊重の精神を育むことができるようになる。三つ目は、連帯＝共同体における承認である。共同体の内部で、自分の能力や仕事が、属する集団のメンバーや社会に認められることで、自己への評価を高めることができる。

ところで、以上の承認をつうじたアイデンティティの獲得と財の分配がいかなる関係にあるのかは判然としない。社会的地位を安定させることと財の分配のあり方とは、互いに切っても切れ

34) Anttonen & Sipilä (2014) でも指摘されているように、普遍主義（あるいは本論の定義では必要主義）を採るからといって、現金・サービス給付において選別主義や残余主義といった救済主義をいっさい認めないわけではない。さまざまな事情によって就労できない人が存在する以上、あらゆる国において、救済主義的な給付は存在することとなる。この領域を可能な限り限定的にしていこうとする点に必要主義や普遍主義の現実的な意味がある。

35) ロールズ (2010) (2004)。

36) テイラー (1996)、ホネット (2003)、サンデル (2010) (2009)。なお、以下に述べる「承認論」の整理については田中 (2016) が、承認論と福祉国家の関係については武川 (2007) が参考になる。



ない関係にある。これがナンシー・フレイザーから寄せられた批判だった³⁷⁾。たしかに、ロールズにおいては、もっとも低い厚生水準にある最下層の人びとの生活水準や境遇の最善化、いわゆる格差原理が示されていた。しかし、承認論においては、承認された状態の実現のために、いかなる分配構造が必要となるのかがはっきりとしない。

繰り返し述べてきたように、必要主義が求めているのは、広く負担を分かち合いながら、すべての人びとを受益者にしていく方向性である。ロールズの格差原理の問題は、給付面における配分原理は示されているものの、負担面における配分の原理が不明確な点である。とりわけ、所得水準が恒常的に上昇していかない局面では、格差原理を満たすために中高所得層が負担を受けられる保証はない。また、図2に示しているように、必要主義にもとづく課税と給付は原理的にいって格差を小さくするし、また、生活扶助の強化と住宅手当の創設をセットにすれば、増税による低所得層の負担を相当程度緩和することができる。

では、必要主義と承認の関係はどうなるか。必要主義は、社会の分断を阻止し、連帯を強化するための原理である。あるいは、社会の分断を阻止し、連帯を強化するために、国家や社会が生まれ、存在してきたと言い換えてもよい。所得制限を設けずにすべての人びとを等しく取り扱うことによって、いかなる環境に身を置くことになるだろうとも、個人は他者との支え合いのなかに位置づけられることとなる。さらに、負担面でも他者と痛みを分かち合うことによって、低所得層は社会における道徳的責任を果たすことができ、他方で、他者から救済されるという「恥ずべき暴露」からも解放される。

将来不安からの人間の解放は、一方で、企業における労働者の地位に大きな変化を与えるだろう。なぜならば、万一、失業の危機に直面したとしても、それが直接に生存、生活の恐怖に直結しなくなるからである。いわゆる労働力の脱商品化の問題である。同時に、将来不安からの解放と労働における自己決定権の強化が共存すれば、家族や友人、コミュニティとの関係構築に多くの時間を割くこともできるようになるだろう。これらがすべて承認欲求の充足と深く結びついていくことはいうまでもない。

37) フレイザー&ホネット (2012)。

あえて指摘するまでもないかもしれないが、救済主義は以上と正反対のベクトルを持っている。人びとに平等ではない取り扱いをおこない、救済する人間と救済される人間の線引きがなされる。さらに、免税や租税負担の軽減をつうじて社会における道徳的責任を果たす自由を奪われる。救済の見返りに、低所得層は、恩着せがましさや息苦しさを背負い込むこととなる。その結果、自己への信頼・尊重・評価は、当然、毀損されることとなるだろう。

おわりに

本論では財政における必要主義を定義するため、それがいかなる思想的根拠を持つのか、人間が尊厳を維持していくうえでいかなる機能を果たしうるのかについて考えてきた。こうした原理にもとづいて財政が編成されている国が北欧諸国である。したがって、本論の提案に対して、北欧モデルへの回帰かという疑問があるかもしれない。

しかし、正確にいうならば、北欧モデルへの回帰ではなく、財政の保障原理、必要主義にもっとも忠実な制度設計を行ってきたのが北欧諸国だということである。この必要主義を具体的にどのように制度化していくかによって、北欧モデルとの分岐もまた生ずるだろう。くわえて、かつてのような経済成長がむつかしいこと、1990年代以降、北欧モデル自身、修正が加えられつつあることを念頭におけば、税をつうじた受益と負担の問題だけではなく、政府を補完する地域社会のありようも含めて理論化していく必要が生じるだろう³⁸⁾。

そもそもの話、である。村落共同体の内部で充足されてきた生活ニーズを代替する過程で近代国家や近代財政が発展してきたという歴史的経緯から考えれば、生活ニーズの充足を政府にのみ委ねなければならない必然性はない。そして、そうした変化の可能性は、近代の終焉とも直結する重要な問題である。

だが、1990年代の福祉ミックス論の帰結を見ればわかるように、供給者の多様化だけを論じてしまうと、それは福祉の丸投げ、政府の責任放棄、あえていえば、新自由主義的な政策志向への道を再び切りひらくことになりかねない。また、生存保障は、近代国家の生み出した重要な基本的人権の保障でもある。だからこそ、地域に存在する互助組織や民間企業も含めた包括的な生活ニーズの充足と同時に、税をつうじた政府のニーズ充足をセットで議論しておくことが不可欠なのである。

必要主義にもとづくサービス給付とこれを補完する十分な生活扶助の提供、住宅手当の創設は、生存、生活の土台を保障することとなる。だが、さらにその先にある「よりよい生」を考え、実現していくためには、行政サービスを越えた地域の多様な主体によるニーズ充足が欠かせない。それは、先にも触れたように、生存や生活の保障を国家の任務として吸収し、その負担を租税によってまかなってきた「租税国家」のあり方をも、大きく揺るがしていくことになるだろう。よ

38) 井手 (2018a) (2018b) では「公・共・私のベストミックス」という概念を提示している。こうした着想の基礎には、互酬と再分配、交換の調和が重要であることを理論的、実証的に検討した井手・菊地・半田 (2011) での議論がある。

り深く地域の実態に接近しながら、政府の果たすべき役割を考える、そして同時に、そこでの観察、思考をてがかりに、社会を理論化していくことが求められる所以である。

参考文献

- 井手英策（2018a）『幸福の増税論 財政はだれのために』岩波書店。
- 井手英策（2018b）『富山は日本のスウェーデン 変革する保守王国の謎を解く』集英社。
- 井手英策（2015）『経済の時代の終焉』岩波書店。
- 井手英策・今野晴貴・藤田孝典（2018）『未来の再建—暮らし・仕事・社会保障のグランドデザイン』筑摩書房。
- 井手英策・古市将人・宮崎雅人（2016）『分断社会を終わらせる—「みんなが受益者」という財政戦略』筑摩書房。
- 井手英策・松沢裕作編（2016）『分断社会・日本—なぜ私たちは引き裂かれるのか』岩波書店。
- 井手英策・菊地登志子・半田正樹（2011）『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版。
- 井上達夫（2017）『自由の秩序』岩波書店。
- 井上達夫（1999）『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社。
- 神野直彦（2007）『財政学 改訂版』有斐閣。
- 祐成保志（2016）「住宅がもたらす分断をこえて」『分断社会・日本—なぜ私たちは引き裂かれるのか』岩波書店。
- 武川正吾（2007）『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 田中拓道（2016）『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局。
- 山岸俊男（1999）『安心社会から信頼社会へ』中央公論社。
- 山岸敏男（1998）『信頼の構造』東京大学出版会。
- アクセル・ホネット（2003）『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局。
- アリストテレス（2009）『政治学』中央公論新社。
- シュンペーター（1983）『租税国家の危機』岩波書店。
- ジョン・ロールズ（2010）『正義論 改訂版』紀伊国屋書店。
- ジョン・ロールズ（2004）『公正としての正義 再説』岩波書店。
- スピノザ（1976）『国家論』岩波書店。
- チャールズ・テイラー（1996）「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラリズム』岩波書店。
- トマス・ペイン（1971）『人間の権利』岩波書店。
- ナンシー・フレイザー&アクセル・ホネット（2012）『再分配か承認か？—政治哲学論争』法政大学出版局。
- フリードリヒ・ハイエク（2007）『自由の条件III—福祉国家における自由』春秋社。
- マイケル・サンデル（2010）『民主政の不満—公共哲学を求めるアメリカ』勁草書房。
- マイケル・サンデル（2009）『リベラリズムと正義の限界』勁草書房。
- ルソー（1954）『社会契約論』岩波書店。
- Eisaku Ide (2018) “The Rise and Fall of the Industrious State, Why Did Japan's Welfare State Differ from European-Style Models?,” *Worlds of Taxation: The Political Economy of Taxing, Spending*

and Redistribution since 1945, Gisela Huerlimann, W. Elliot Brownlee and Eisaku Ide eds, Palgrave Macmillan, 217-243.

Jørgen Goul Andersen, (2012) "Universalization and de-universalization of unemployment protection in Denmark and Sweden," *Anttonen A., Häikiö L. & Stefánsson K. (eds) Welfare State, Universalism and Diversity*, Cheltenham: Edward Elgar, 162-186.

Jonathan Wolf (1998) "Fairness, Respect and the Egalitarian Ethos," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 27, No. 2, 97-122.